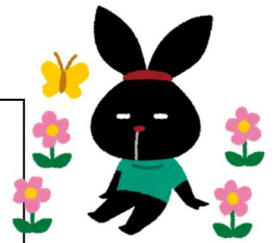




成迫社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-33-2223
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行
松本事務所 TEL 0263-38-7300
長野事務所 TEL 026-291-4160
飯田事務所 TEL 0265-25-0261



新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルスによる感染拡大に歯止めがかからない中、個々人が正しく状況を知りどう冷静に対処するか非常に重要になってきています。また事業所においても、新型コロナウイルスへの対策・予防措置、また従業員への対応も今後必要になってきます。以下従業員への対応、また、対応した場合の助成金を紹介します。

従業員が感染した場合

新型コロナウイルス感染症は、2月1日付で指定感染症に指定されました。**都道府県知事が行う就業制限により従業員が休業する場合は**、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、**休業手当（平均賃金の60/100以上）を支払う必要はありません。**

従業員が、発熱などにより自主的に休んだ場合

新型コロナウイルスかどうかわからない時点で、発熱などの症状があるため**従業員が自主的に休んだ場合は、通常の病欠として取り扱うことになります。**

一方で**使用者が発熱などの症状から休業を命じた場合は**、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、**休業手当（平均賃金の60/100以上）を支払う必要があります。**

新型コロナウイルスに関連して、労働者を一定期間休業させる場合

コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、個別事案ごとに総合的に勘案する必要がありますが、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、**休業手当を支払う必要があります。**ただ、休業させるのではなく**在宅勤務を命じた場合には通常の賃金を支払う必要があります。**

小学校等の臨時休校に伴い保護者が休暇を取得した場合

臨時休校した小学校や特別支援学校等に通う子供を世話するために従業員（正規・非正規を問わず）に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業所に対し、**休暇中に支払った賃金全額（上限1日8,330円）が助成される予定です。**

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、従業員に対して一時的に休業、出向等を行い、従業員の雇用を維持した場合に、**休業手当、賃金等の一部を助成する「雇用調整助成金」の対象となります。**

現在、事業所も新型コロナウイルス感染症への対策が求められています。また**感染症により、現に事業活動に影響を受けている事業所では、今後一定の条件を満たせば助成金も受給することが可能となっています。**新型コロナウイルスへの対策・労務管理についてのご質問は、弊社担当者までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症の情報は3/10現在のものです。助成金の受給条件が変更される場合がございます。

小島 智

令和2年3月分（4月納付）から協会けんぽの保険料率が変わりました！

令和2年度の協会けんぽ健康保険料率・介護保険料率が決定しました。長野県の**健康保険料率は9.69%**
9.70%で0.01%引き上げ、**介護保険料率は全国一律で1.73%**
1.79%で0.06%の引き上げとなります。

従業員負担分（長野県）

	2月分（3月納付分）まで	3月分（4月納付分）から
健康保険料	4.845%	4.850%
介護保険料	0.865%	0.895%



国民健康保険・健康保険組合の保険料はそれぞれ決定されるため、個別での確認が必要です。

森 ゆかり